

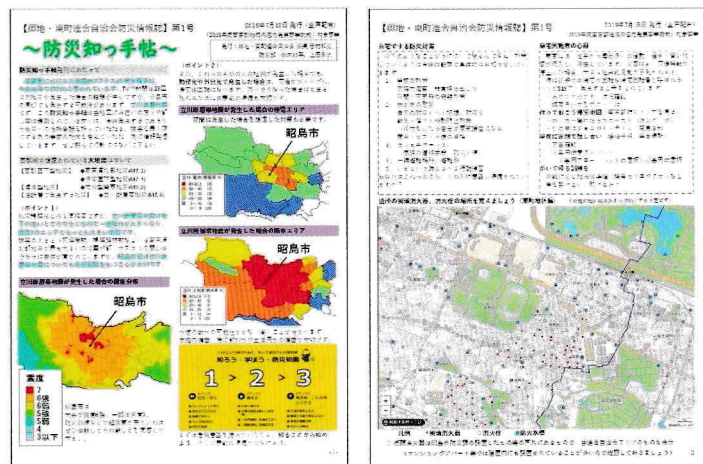
～防災知っ手帖～

発行：郷地・東町連合自治会 会長 志村和亮
防災部 鈴木祥平 初谷 晃

本誌は連合自治会の防災情報誌です！

防災知っ手帖は2019年7月に第1号を発行して以来今号で第8号目となります。しかしながらまだ一度も見ることが無い方もいらっしゃいました。回覧ではなく全戸配布としたのは、各ご家庭でしっかり見ていただきたいと思ったからです、チラシと勘違いして捨てられていたかもしれません、残念(；_；)

皆様の防災に役立つ情報を掲載していますので、各ご家庭の郵便受けに投函されていたらご家族全員が読んでいただけるようぜひ勧めて下さい。



上の図は「防災知っ手帖第1号」のイメージ図です。見覚えありませんか？ 掲載記事の内容は、

- ・立川断層帯地震が発生した場合の震度分布、及び
 - ・停電エリア、断水エリアを昭島市中心に表示
 - ・自宅でする防災対策、帰宅困難者の心得
 - ・東町地区の街頭消火器、消火栓のマップ
- でした。



上の図は前回(1月)配布した第7号のイメージ図です。

これまで発行した各号の記事を一覧にしました。
(主な見出しのみを掲載)

第2号

地震への備えが進んでいますか

耐震について考えましょう

家屋の耐震→耐震診断→耐震化工事

家具等の転倒防止

備蓄をしましょう

火災への備えも大切

第3号

ハザードマップと警告レベル

大雨時等の避難情報等の情報入手方法

震度6強の地震発生！ その時あなたはどうか動く？

自宅にいるとき

外出先で発生したとき

自動車運転中に発生したとき

郷地町地区の街頭消火器、消火栓のマップ

第4号

自分の危機意識をチェックしてみよう

一時集合場所、一時避難場所、避難所

昭島市の備蓄について

避難所での生活

帰宅困難者対策

第5号

台風・大雨・強風に備えましょう

東京マイ・タイムラインの活用

新型コロナ時代に各自で行う避難対策

大雨に伴う避難勧告等の発令基準

第6号

昭島市ハザードマップ（郷地・東町付近）

警戒レベルと避難行動

非常持ち出し品の一例（各家庭で考えましょう）

風による被害を想定した対策も忘れずに

第7号

災害に対する住民の関心がまだまだ不十分です

昭島団地自治会「地域の輪・見守り隊」の紹介

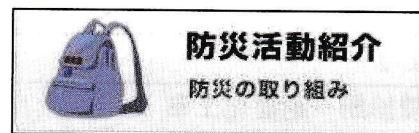
学校避難所運営委員会による避難所設営・運営訓練

防災知っ手帖バックナンバーを見るには

郷地・東町連合自治会のwebサイトで**防災知っ手帖**のバックナンバーを見ることができます。

下記のurlにアクセスし、画面左側の**防災活動紹介**をクリック。

<https://www.akishima-jichiren.jp/b01/>



災害列島日本では「知る努力」が大切！

行政は、ハザードマップの作成などさまざまな形で「知らせる努力」に尽力しています。

しかし、私たちの「知る努力」はどうでしょうか？

「今住んでいる場所のハザードマップを確認したことが無い」という人は多いと思います。

防災やリスクの情報は待っているだけでは手に入りません。自分で取りに行かないと、本当に必要な情報は手に入らないのです。

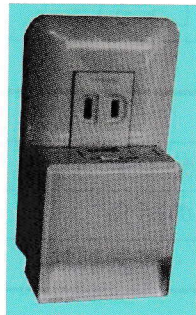
今はwebやスマートフォン用のアプリケーションなどで、防災に関するさまざまな情報が公開されており、便利なツールもたくさんできています。こういったものを自ら調べ、情報を自分たちから取りに行こうというのは、災害列島日本に住む上での作法と思うのです。

「失って初めて、大切なものが分かる」ということ。
「普通の家族の生活」が災害では一瞬で失われてしまいます。そして人は失ってから初めて、それがどれほど大事だったのかがわかるのです。

失ったら取りかえしのつかない事に対し、私たちが取る行動は「事前に対策しておく」ことのみ。

防災システム研究所所長 山村武彦氏の記事抜粋

LED保安灯（コンセントに差し込むタイプ）ご紹介

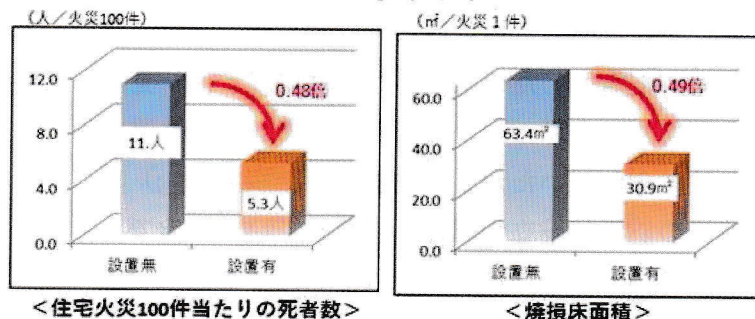


夜間、地震が発生し、停電になった場合に役立つ**LED保安灯**をご紹介します。コンセントにさして置き、停電を検知すると自動点灯します。

分電盤に感震ブレーカーを設置している場合も、感震ブレーカーが作動すると自動点灯します。

住宅用火災警報器は設置されていますか？

東京都ではそれぞれの家に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています（新築住宅には2004年10月1日から、既存住宅には2010年4月1日から）。しかし2004年10月1日より前に建てられた住宅にお住まいの方は自分の家に住宅用火災警報器を設置していないという人もいるのではないのでしょうか？



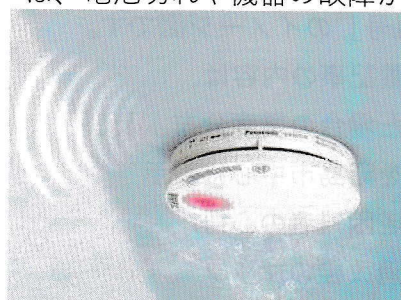
<住宅火災100件当たりの死者数>

<焼損床面積>

2017年から2019年までの3年間における失火を原因とした火災報告によれば、死者数、焼失床面積とも住宅用火災警報器を設置していない場合と比べて設置している場合は、死者数と損傷床面積は半減しています（上のグラフ：消防庁webサイトより）。

これは火災がまだ大きくないうちに気づいて、避難や通報・初期消火ができた結果と考えられます。

まだ設置していない住宅ではぜひ設置をして下さい。また設置している住宅でも10年以上たっている場合は、電池切れや機器の故障が考えられるとのことです。



煙を感じて火災を知らせる住宅用火災警報器

ホームセンター等で個人で購入して設置することもできますが、我が家は昭島ガスが提供しているリースを使って設置しました。

設置場所選定や設置作業は全てやってくれました。10年経過すると機器を交換してくれるほか、故障した場合は機器の保証期間を過ぎても無料で交換してくれます。ただし自分で購入・設置する場合に比べると割高です。

web防災学習サイトのご紹介

東京消防庁がYouTubeに防災学習の為の動画をアップしています。YouTubeの「地震その時10のポイント」及び「地震に対する10の備え」で検索、または下記urlで。

https://www.youtube.com/watch?v=x1f_z8KJmZ0

<https://www.youtube.com/watch?v=eBSbH3TjVX4>